附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にある第八条の規定による改正前の自衛官等に対する療養の給付等に関する省令の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の自衛官等に対する療養の給付等に関する省令の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

［裏面　略］

別紙様式第十一（第十八条関係）（表面）

自衛官限度額適用・標準負担額減額認定証

本証は、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒についても、共通して使用できる。

年　月　日交付

自衛官診療証記号番号		
所属・階級		
氏名（生年月日）	（　年　月　日生）	男女
住所		
発効年月日	年　月　日	
有効期限	年　月　日	
適用区分		
長期入院該当	年　月　日　発行者官職印	
発行者	部隊名等	
	所在地	
	機関名	
	官職印	

マイナ保険証（※）を利用すれば、事前の手続なく、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

※　電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。

［同上］

別紙様式第十一（第十八条関係）（表面）

自衛官限度額適用・標準負担額減額認定証

本証は、自衛官候補生、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒についても、共通して使用できる。

年　月　日交付

自衛官診療証記号番号		
所属・階級		
氏名（生年月日）	（　年　月　日生）	男女
住所		
発効年月日	年　月　日	
有効期限	年　月　日	
適用区分		
長期入院該当	年　月　日　発行者官職印	
発行者	部隊名等	
	所在地	
	機関名	
	官職印	

マイナ保険証（※）を利用すれば、事前の手続なく、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

※　電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

規　則

○国家公安委員会規則第二十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の十三第一項第一号イ及びロ、第五十一条の十四、第九十九条の二第四項第一号イ及び第六項（同法第九十九条の三第五項において準用する場合を含む。）並びに同条第四項第一号イ、警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十二条第二項第一号、第二十三条第六項及び第四十二条第二項第一号並びに警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条の規定に基づき、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年九月三十日

国家公安委員会委員長　**葉梨　康弘**